

- 令和 7 年度 -

償却資産（固定資産税）申告のしおり

- 甲斐市 -

提出期限：令和 7 年 1 月 31 日（金）

提出先・お問い合わせ先：甲斐市役所 市民部 税務課 資産税係

〒400-0192 山梨県甲斐市篠原 2610

Tel 055-276-2111（代表） 055-278-1663（税務課直通）

Fax 055-278-2046

* 申告書の提出は、郵便又は直接窓口で受け付けております。またインターネットを利用した電子申告（eLTAX）もご利用できます。

* 申告書を郵送される方で申告書控えの返送を希望する場合は、必ず返信用封筒（送り先を記入し切手を貼付）を同封してください。

* 市ウェブサイトもご活用ください。

* 目次 *

1. 償却資産の申告から納税通知書送付までの流れ (p.1)
2. 償却資産とは(p.1)
3. 申告の必要な方(p.1)
4. 申告方法と提出書類について(p.2)
5. 何を申告するのか（償却資産の範囲）(p.3)
6. 建築設備の家屋と償却の区分について(p.4)
7. リース資産について(p.5)
8. 国税（法人税・所得税）との取扱いの比較(p.6)
9. 取得価額における消費税の取扱い(p.7)
10. 償却資産の評価方法(p.7~p.8)
11. その他（非課税及び課税標準額の特例について）(p.8)
12. 減価率・減価残存率一覧表(p.9)
13. 耐用年数表(p.10)
14. 償却資産 Q&A(p.11)
15. 記入例(p.12~p.14)

1. 償却資産申告から納税通知書送付までの流れ

毎年 1 月 2 日～12 月 31 日の間で

甲斐市内で ・事業を行っている ・償却資産を所有している



12 月中旬

市から償却資産の申告の通知が届く



毎年 1 月 31 日まで

申告書を作成し、市の税務課に提出する(郵便又は窓口、電子申告 (eLTAX))



5 月上～中旬

固定資産税の納税通知書が届く

※申告の結果、免税点未満となり課税されない場合は、納税通知書は送付しません。

2. 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入できるもののうち、その取得額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含みます。）をいいます（地方税法第 341 条第 4 号＜固定資産税に関する用語の意義＞）。

償却資産の所有者は、地方税法 383 条の規定により、毎年 1 月 31 日までに 1 月 1 日（賦課期日）現在における償却資産の所有状況について、必要な事項をその所在地の市町村長に申告する義務があります。

3. 申告の必要な方

毎年 1 月 1 日現在、甲斐市に土地及び家屋以外の事業用の償却資産（甲斐市内で貸し付けている資産も含む）を所有している法人や個人の方です。

また、該当資産がない場合もその旨の申告をお願いいたします。

例えば…

- ・ 償却資産を所有している方、償却資産を賃貸している方
 - ※所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方
 - ※所有権移転リースの場合、原則として償却資産を使用している借主の方
- ・ 償却資産の所有者がわからない場合、使用している方
- ・ 内装、造作及び建築設備等を取り付けた賃借人（テナント）等の方

4. 申告方法と提出書類について

申告書等に必要事項を記入のうえ、市税務課に提出してください。

申告書を郵送される方で申告書控えの返送を希望する場合は、必ず返信用封筒（送り先を記入し切手を貼付）を同封してください。

インターネットを利用した電子申告(eLTAX)もご利用できます。

課税標準の特例を受ける場合は、その資産が特例を受けたことを証明する書類の写しを添付してください。

●本年度初めて申告をする方（初めて申告書が届いた方）

提出書類	・ 償却資産申告書 ・ 種類別明細書（増加資産・全資産用）
注意点	・ 毎年1月1日現在、甲斐市内に所有している償却資産を全て申告してください。 ・ 資産種類別明細書には耐用年数、減価率（または減価残存率）及び評価額を記入してください。 ・ <u>償却資産をお持ちでない方は、申告書の1～7欄を記入のうえ、備考欄に「該当資産なし」と記入し提出してください。</u>

●前年度に申告をしている方

提出書類	・ 償却資産申告書 ・ 種類別明細書（増加資産・全資産用） ・ 種類別明細書（減少資産用）
注意点	・ 毎年1月1日現在、甲斐市内に所有している償却資産を全て申告してください。 ・ 前年中に増加・減少した資産をそれぞれの種類別明細に記入してください。 ・ 資産種類別明細書には耐用年数、減価率（または減価残存率）及び評価額を記載してください。 ・ 増加、減少した資産がない場合、申告書の備考欄に「増減なし」と記入してください。 ・ <u>償却資産をお持ちでない方は、申告書の1～7欄を記入のうえ、備考欄に「該当資産なし」と記入し提出してください。</u> ・ 前年以前に取得したもので、移動してきた資産については、種類別明細書（増加資産・全資産用）に記入してください。 ・ 過年度に取得した償却資産が未申告となっている場合は、過年度分の申告書も併せて提出していただきますようお願いします。

●廃業、解散、営業譲渡をした方

提出書類	・ 償却資産申告書 ・ 種類別明細書（減少資産用）
注意点	・ 償却資産申告書の備考欄にその旨を記入してください。 ※廃業、解散した年月日等も併せて記入してください。 ・ 営業譲渡をした方は、譲渡先も記入してください。

5. 何を申告するのか（償却資産の範囲）

業種	課税対象となる主な資産の例示
各業種共通	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外構、外灯、看板（広告塔、袖看板、案内板、ネオンサイン）、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、フェンス、パソコン、コピー機、レジスター、金庫、など
小売店	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、など
飲食店	接客用の家具等、カラオケ機器、テレビ、放送設備、冷蔵庫、など
理容・美容業	理・美容イス、洗面設備、消毒殺菌機器、タオル蒸し機、サインポール、など
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備、など
医院・歯科医院	各種医療機器（X線装置、手術機器、歯科診療設備、ベッド、電気血圧計）、各種キャビネット、待合室用イス、など
工場	受変電設備、旋盤、ボール盤、プレス機、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、金型、貯水設備、福利厚生施設、など
建設業	大型特殊自動車（ブルドーザー、パワーショベル等）、フォークリフト（軽自動車税の対象でないもの）、発電機、ミキサー、建築用機械、など
娯楽業	パチンコ台、パチスロ台、ゲームマシーン、両替機、玉貸台、カード発行機、防犯監視設備、など
自動車整備業	旋盤、ボール盤、プレス、溶接機、オイルクリーナー、グライNDER、ドリル、ホーニング、コンデンサー、など
ガソリンスタンド	オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、ジャッキ、コンプレッサー、ガソリン計量機、地下タンク、など
金属加工業	旋盤、ボール盤、フライス盤、研削盤、鋸盤、プレス盤、せん断機、溶接機、グライNDER、取付工具、切削工具、など
不動産貸付業	門、塀、外構工事、共同住宅の付帯設備（駐車場、フェンス、植栽等）、など
駐車場業	門、塀、柵、野外照明設備、舗装路面、駐車場用機械設備、料金精算装置、など
印刷業	各種印刷機、活字製造機、裁断機、など

※ただし以下の資産については申告の必要がないものになります。

- ①耐用年数が1年未満又は取得価額（1個又は1組）が10万円未満の償却資産について一時に損金算入されたもの
- ②取得価額（1個又は1組）が20万未満の償却資産を、税務会計上3年間で一括償却しているもの
- ③無形減価償却資産（特許権、実用新案権、ソフトウェア権）
- ④自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの
- ⑤商品、棚卸資産
- ⑥生物（ただし観賞用、興行用等、事業に供しているものは申告対象になります。）、立木、果樹
- ⑦書画骨董（平成27年1月1日以前に取得したもので、減価償却資産として取り扱わないものに限る）

6. 建築設備の家屋と償却の区分について

家屋に施した建築設備のうち、家屋の所有者が所有するもので、構造上家屋と一体であるもの（以下、付帯設備という）については家屋として評価しますが、それ以外のもの（構造的に簡易に取り外しが可能であるもの等）は償却資産として取り扱います。

ただし、家屋の付帯設備を償却資産として取り扱う特別な場合もあります。（下の※を参照）

区分	家屋として取り扱うもの	償却資産として取り扱うもの
電気設備	電灯、コンセント配線、火災報知設備、電話配線、盗難用非常通報装置、呼出信号設備、ナースコール設備、テレビジョン共同聴視設備 等	自家発電設備、受変電設備、ネオンサイン、屋外照明設備、中央監視装置、屋外スピーカー、スポットライト、電話機、電球、交換機、屋外電気設備、LAN 設備 等
給排水衛生設備	屋内給水設備、屋内排水設備、中央式給湯設備、衛星器具設備 等	屋外設備、屋外水道管、屋外排水管、浄化槽、独立した給水塔、公衆浴場の元釜、補助釜、元釜槽、井戸 等
ガス設備	屋内配管、排気筒、ガスカラン 等	屋外供給本管・設備 等
空調設備	空調・冷暖房・排気設備、換気扇、ベンチレーター 等	ルームエアコン（天井埋め込み型を除く）等
その他	屋根材一体型の太陽光発電設備、避雷設備、自動扉開閉装置、エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機、固定椅子、金庫扉、造り付け家具 等	屋根材一体型でない太陽光発電設備、コインランドリーなどの洗濯設備、テント、業務用の厨房設備、取外しの容易な簡易仕切、POS システム、カーテン・ブラインド、工場などのガス設備 等

※家屋の付帯設備（特定付帯設備）を償却資産として取り扱う特別な場合

家屋の所有者以外の者（テナント入居者等）が事業用として取り付けた家屋の付帯設備については、償却資産の対象となるため、その資産の所有者（テナント入居者等）が申告する必要があります。

付帯設備の課税区分と納税義務者について

既に完成している家屋に事業用の付帯設備を取り付ける場合…

取付者	付帯設備	課税区分	納税義務者
家屋所有者 （ビル賃貸業）	内壁・床・天井の仕上げ、電気設備、給排水設備、ガス設備 等	家屋	家屋所有者 （ビル賃貸業）
テナント事業者	内壁・床・天井の仕上げ、電気設備、給排水設備、ガス設備 等	償却資産	テナント事業者

7. リース資産について

リース資産については契約内容により、以下のように納税義務者が異なります。

リース契約の内容	資産を借りている人	資産を貸している人
通常の賃貸借契約によるリース資産 (所有権移転外ファイナンス・リース等)	× 申告不要	○ 資産の所在する市町村へ 申告が必要
売買にあたるようなリース資産	○ 自己の資産として申告必要	× 申告不要

※「売買にあたるようなリース」とは、ファイナンス・リースのうち期間経過後にその資産を、無償有償問わず譲渡、または無償と変わらない再リース料で再リースすることを指します。

※平成 20 年 4 月 1 日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第 64 条の 2 第 1 項、又は所得税法第 67 条の 2 第 1 項に規定するもので、取得価格が 20 万未満の資産は申告の必要はありません。

【償却資産の申告範囲まとめ】

(取得価格)	個別に減価償却しているもの 等		
30 万円未満	中小企業者等の少額資産特例 (租税特別措置法第 28 条の 2、第 67 条の 5 等)		
20 万円未満			
10 万円未満	③リース資産 (20 万円未満) (法人税法第 64 条の 2 第 1 項、所得税法第 67 条の 2 第 1 項)	②3 年で一括償却 (法人税法施行令第 133 条の 2 第 1 項、 所得税法施行令第 139 条第 1 項)	①一時に損金算入 (法人税法施行令第 133 条、 所得税法施行令第 138 条)

■ : 申告対象の部分 □ : 申告対象とならない部分

▼申告が必要な資産についてまとめると以下の通りとなります。

- ・耐用年数 1 年以上で取得価額又は製作価額が 10 万円以上の資産
- ・取得価額又は製作価額が 10 万円未満であっても税務会計上固定資産に計上している資産
- ・個別償却している資産
- ・企業会計上、簿外資産であっても、1 月 1 日現在事業用として使用している資産
- ・資産の所有者が他の者に貸し付けて事業のために使用しているもの
- ・従業員等の福利厚生に供するもの
- ・割賦買入資産で割賦金の完済のしていないものであっても、既に事業のために使用しているもの
- ・清算中の法人で自ら清算事務のために使用しているもの
- ・遊休、未稼働の資産であっても 1 月 1 日現在に事業用として使用することが可能なもの
- ・道路運送車両法施行規則第 2 条別表第 1 に掲げる大型特殊自動車
- ・租税特別措置法の規定における中小企業者の 30 万円未満減価償却資産の損金算入の特例適用した資産

8. 国税（法人税、所得税）との取扱いの比較

項目	国税の取扱い	固定資産税の取扱い
償却計算の期間	事業年度	暦歴（賦課期日制度）
減価償却の方法	定率法、定額法の選択制度 【定率法の場合】 ・平成 24 年 4 月 1 日以降に取得した資産については「200%定率法」を適用 ・平成 19 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までに取得した資産については「250%定率法」を適用 ・平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した資産については「旧定率法」を適用	定率法（固定資産税定率法） 一般の資産は固定資産評価基準別表第 15 に定められた減価率を用いる（法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同様のもの）
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却
圧縮記帳の制度	認められます	認められません （国庫補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮を行ったものについては、圧縮前の取得価額を記入してください。）
特別償却、割増償却（租税特別措置法）	認められます	認められません
増加償却	認められます	認められます
評価額の最低限度	備忘価額（1 円）まで	取得価額の 100 分の 5
改良費の評価方法	原則として区分評価	区分評価
少額の減価償却資産（使用可能期間が 1 年未満か取得価額が 10 万円未満）	損金算入が可能	損金算入したものは課税対象ではない （ただし、本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は課税対象となる。）
一括償却資産（取得価格が 20 万円未満の減価償却資産）	3 年間で損金算入が可能	損金算入したものは課税対象ではない （ただし、本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は課税対象となる。）
中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例制度（租税特別措置法）	損金算入が可能	認められません

9. 取得価額における消費税の取扱い

償却資産の取得価額に消費税分を含めるかどうかは、原則として国税の取扱いの例によって算定します。したがって次の通り取り扱われます。

事業者の区分	法人税又は所得税における固定資産の取得に係る取引の経理方法	償却資産の取得価格における消費税の取扱い
免税事業者	税込経理方式	取得価額に含める
課税事業者	税抜経理方式	取得価額に含めない
	税込経理方式	取得価額に含める

10. 償却資産の評価方法

①納税義務者

賦課期日（毎年1月1日）現在における償却資産の所有者が、納税義務者となります。

②評価額の決定

償却資産の評価は、「固定資産評価基準」の規定に基づき、償却資産の取得時期、取得価額、耐用年数に応じて、課税対象の償却資産一品ごとに評価額が決定されます。

●評価額の計算方法

前年中に取得した資産	取得価額 × (1 - 減価率 ÷ 2)
前年前に取得した資産	前年度評価額 × (1 - 減価率)

※減価率については10ページ参照

※ は小数点第4位を四捨五入

【計算例】

資産の名称	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率	評価額計算方法	令和6年度評価額
ルームエアコン	R6.4 (前年中に取得)	600,000 円	6 年	0.319	600,000 円 × (1 - 0.319 ÷ 2) = 504,000 円	504,000 円
看板 (ネオンサイン)	R4.7 (前年前に取得)	1,200,000 円	3 年	0.536	1,200,000 円 × (1 - 0.536 ÷ 2) = 878,400 円 (令和5年度評価額) 878,400 円 × (1 - 0.536) = 407,577 円 (令和6年度評価額) 407,577 円 × (1 - 0.536) = 189,115 円 (令和7年度評価額)	189,115 円

※評価額の最低限度額について

取得した資産は年数を重ねるごとに評価額が減少していきます。ただし、計算の結果、評価額が取得価額の5%を下回った場合は、取得価額の5%がその資産の評価額となります。

【例】取得価額 1,200,000 円、耐用年数 3 年の資産の場合。

この資産の評価額の最低限度額は、60,000 円が評価額の最低限度額（取得価額の 5%）となります。耐用年数が 3 年のため、計算していくと、1~3 年目は前表の通り、4 年目で 87,749 円、5 年目で 40,715 円となり、60,000 円を下回ります。そのため、この資産の 5 年目の評価額は 60,000 円となります。

③課税標準額について

前記②で求めた決定価格（評価額）が課税標準額（千円未満切り捨て）となります。ただし、特例の適用がある場合は、決定価格に特例率を乗じた額が課税標準額となります。

※免税点について

申告する全資産の課税標準額の合計が 150 万円に満たない場合は課税されません。

ただし、申告書の提出は必要です。

④税額の計算方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{課税標準額} \\ \hline \text{(1,000 円未満切り捨て)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税率} \\ \hline \text{(1.4\%)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{税額} \\ \hline \text{(100 円未満切り捨て)} \\ \hline \end{array}$$

11. その他（非課税及び課税標準額の特例について）

一定の要件を満たす償却資産については、地方税法第 348 条の規定により非課税となるものがあります。また、地方税法第 349 条の 3 及び附則第 15 条の規定等による課税標準の特例制度があります。

新たに取得し、特例適用を受ける場合は「種類別明細書（増加資産・全資産用）」の摘要欄に適用法令・条項を記入し、必要書類を添付のうえ、提出してください。また、必要書類は全て写しを添付してください。

課税標準の特例制度の詳細については、市ウェブサイトをご確認ください。

12.減価率・減価残存率一覧表

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得 (1－減価率/2)	前年前取得 (1－減価率)			前年中取得 (1－減価率/2)	前年前取得 (1－減価率)
				26	0.085	0.957	0.915
2	0.684	0.658	0.316	27	0.082	0.959	0.918
3	0.536	0.732	0.464	28	0.079	0.960	0.921
4	0.438	0.781	0.562	29	0.076	0.962	0.924
5	0.369	0.815	0.631	30	0.074	0.963	0.926
6	0.319	0.840	0.681	31	0.072	0.964	0.928
7	0.280	0.860	0.720	32	0.069	0.965	0.931
8	0.250	0.875	0.750	33	0.067	0.966	0.933
9	0.226	0.887	0.774	34	0.066	0.967	0.934
10	0.206	0.897	0.794	35	0.064	0.968	0.936
11	0.189	0.905	0.811	36	0.062	0.969	0.938
12	0.175	0.912	0.825	37	0.060	0.970	0.940
13	0.162	0.919	0.838	38	0.059	0.970	0.941
14	0.152	0.924	0.848	39	0.057	0.971	0.943
15	0.142	0.929	0.858	40	0.056	0.972	0.944
16	0.134	0.933	0.866	41	0.055	0.972	0.945
17	0.127	0.936	0.873	42	0.053	0.973	0.947
18	0.120	0.940	0.880	43	0.052	0.974	0.948
19	0.114	0.943	0.886	44	0.051	0.974	0.949
20	0.109	0.945	0.891	45	0.050	0.975	0.950
21	0.104	0.948	0.896	46	0.049	0.975	0.951
22	0.099	0.950	0.901	47	0.048	0.976	0.952
23	0.095	0.952	0.905	48	0.047	0.976	0.953
24	0.092	0.954	0.908	49	0.046	0.977	0.954
25	0.088	0.956	0.912	50	0.045	0.977	0.955

減価残存率とは…

評価額を算出する際の、取得価額にかけ合わせる数字の部分のことをいいます。

前年中に取得したもの
取得価額× $(1 - \text{減価率} \div 2)$

前年前に取得したもの
取得価額× $(1 - \text{減価率})$

上記計算式の _____ 部分が減価残存率です。

13. 耐用年数表「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」昭和40年3月31日大蔵省第15号

種類	構造又は用途	細目	耐用年数（年）	種類	構造又は用途	細目	耐用年数（年）
構 築 物	広告用	金属造のもの	20	工 具 器 具 及 び 備 品	家具、電気機器	事務机、事務椅子及びキャビネット	
		その他のもの	10			主として金属製のもの	15
	舗装道路	コンクリート敷、ブロック敷 れんが敷、石敷	15		ガス機器及び 家庭用品	その他のもの	8
		アスファルト敷、木れんが敷	10			応接セット	
	舗装路面	ビチューマルス敷	3			接客業用のもの	5
						その他のもの	8
	へい	鉄骨鉄筋・鉄筋コンクリート造	30			ベッド	8
		コンクリート・コンクリートブロック造	15			陳列だな及び陳列ケース	
		れんが造（その他のもの）	25			冷凍機付又は冷蔵機付のもの	6
		石造	35			その他のもの	8
		土造	20			その他の家具	
		金属造	10			接客業用のもの	5
	電気通信 事業用	通信ケーブル				その他のもの	
		光ファイバー製のもの	10			主として金属製のもの	15
		その他のもの	13			その他のもの	8
機 械 及 び 装 置	食料品製造業用設備		10			ラジオ、テレビジョン、 テープレコーダーその他の音響機器	5
	飲料・たばこ又は飼料製造用設備		10			冷房用又は暖房用機器	6
	プラスチック製品製造業用設備		8			カーテン、座布団、寝具、 丹前その他これらに類する 繊維製品	3
	金属製品 製造業用設備	金属被覆及び彫刻業又は 打はく及び 金属製ネームプレート 製造業用設備	6			冷蔵庫、洗濯機、 その他類似の電気、ガス機器	6
		その他の設備	10			室内装飾品	
	製本業用設備		7			主として金属製のもの	15
	総合工事業用設備		6			その他のもの	8
	農業用設備		7		看板・広告器具	看板・ネオンサイン及び気球	3
	林業用設備		5			マネキン人形及び模型	2
	倉庫業用設備		12			その他のもの	
	通信業用設備		9			主として金属製のもの	10
	飲食店業用設備		8			その他のもの	5
	洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備		13		理容又は美容機器		5
	機械式駐車設備		10		医療機器	レントゲン、その他の電子装置使用機器	
	ガソリン又は液化石油ガススタンド設備		8			移動式のもの、救急医療用 のもの、自動血液分析器	4
	太陽光発電設備一式		17			その他のもの	6
車 両 及 び 運 搬 具	自転車及びリヤカー		2			消毒殺菌用機器	4
	フォークリフト		4			調剤機器	6
	前掲以外	大型特殊自動車 （総排気量3L以上のもの）	5			歯科診療用ユニット	7
		その他のもの	4				

機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表（別表第1抜粋）、機械及び装置の耐用年数表（別表第2抜粋）

14. 償却資産Q & A

Q1 : 確定申告をしていますが、償却資産の申告もしなければなりませんか？

A1 : 確定申告（所得税）や市県民税申告（住民税）は所得に関する申告のため、別途「償却資産（固定資産税）」の申告が必要です。

Q2 : 耐用年数を過ぎた資産であっても申告が必要な資産になりますか？

A2 : 減価償却済みの資産であっても、事業用の資産である場合は、申告が必要な資産となります。

Q3 : 減価償却をしていない資産は申告の対象になりますか？

A3 : 現在、減価償却を行っていない資産でも、本来減価償却が可能な資産であれば、申告の対象となります。

Q4 : 今年中に資産の増減がない場合も申告は必要ですか？

A4 : 必要です。備考欄に「増減なし」と記載し申告をお願いいたします。(2 ページ参照)

Q5 : 該当する償却資産がない場合も申告は必要ですか？

A5 : 償却資産をお持ちでない場合もその旨の申告をお願いいたします。
申告書の備考欄に「該当資産なし」と記入し提出してください。(2 ページ参照)

Q6 : 今年中に廃業しましたが、次年度の申告書が届きました。申告をしなくてもよいのでしょうか？

A6 : 廃業した旨の申告をお願いいたします。備考欄に廃業した年月を記入し申告してください。
また、甲斐市の支店または営業所等が廃止された場合はその旨の申告をお願いいたします。
次年度から償却資産の申告の通知の送付は行いません。(2 ページ参照)

Q7 : 他の会社から引き継いだ資産を使用する場合、どのように申告したらよいのでしょうか？

A7 : 他の会社が取得した時の年月と取得価格を、そのまま記入して申告してください。

Q8 : 併用住宅で、テレビやソファなどを事業用にも家庭用にも使用している場合、使用割合に応じて申告するのでしょうか？

A8 : 固定資産税には使用割合は適用されません。そのため、取得価格の 100%を記入して申告をしてください。

Q9 : 昨年提出した申告書に申告漏れの資産がありました。どうしたらよいですか？

A9 : 今年度の申告書とあわせて昨年度の修正申告書を提出してください。

Q10 : 申告をしない場合や虚偽の申告をした場合はどうなりますか？

A10 : 正当な理由なしに申告をしない場合は、地方税法第 386 条並びに市税条例第 75 条の規定により、過料を科せられることになるほか、地方税法第 368 条の規定により不足金額に加えて延滞金を徴収されることになります。
虚偽の申告をした場合は、地方税法第 385 条の規定により罰金等を科せられることになります。

償却資産申告書記入例（償却資産課税台帳用）

【1.住所又は納税通知書送付先】
郵便番号、住所又は納税通知書の送付先、
電話番号を記入してください。

【2.氏名又は法人の名称】
氏名にふりがなを付してください。法人については名称、
代表者氏名を記入、また屋号があれば記入してください。

【3.個人番号・法人番号】
法人番号・個人番号（マイナンバー）
を右詰で記入してください。

【5.事業開始年月】
個人：事業開始年月を記入してください。
法人：法人の設立年月を記入してください。

【6.この申告に対応する者の係及び氏名】と
【7.税理士等の氏名】
当申告内容について問い合わせさせていただく場合があり
ますので、担当者の氏名電話番号を記載してください。

【4.事業種目】
事業種目はできるだけ具体的に記入して
ください。法人の場合は資本金額も記入
してください。

【8～14.】
法人税申告書等を元に
各項目について、該当する
方を○で囲んでください。

【15.市町村内における事業
所等資産の所在地】
甲斐市内の資産の所在地を
記入してください。
2か所以上ある場合は、主
たる方の番号を○で囲んで
ください。

【16.借用資産の有無】
該当する方を○で囲んで
ください。
②の場合は貸主（リース
会社）の名称と住所を記
入してください。

【17.事業所用家屋の所有区分】
該当する方を○で囲んでください。

【18.備考】
備考の記入例
・該当資産なしの場合
・住所変更がある場合
・合併、閉鎖がある場合
・課税標準の特例が適用され
る資産がある場合
・その他特記事項
等

年度 ××年×月×日		甲斐市長 殿		償却資産申告書（償却資産課税台帳）	
1	住所 〒400-0115 山梨県甲斐市篠原〇〇番地〇〇	2	氏名 やはいぬ商店 株式会社 (屋号 やはいぬ商店)	3	個人番号又は法人番号
4	事業種目 (資本金等の額)	5	事業開始年月	6	事業開始年次
7	代表者氏名	8	増加償却の届出	9	非課税標準の特例
10	借用資産の有無	11	課税標準の特例	12	課税標準の特例
13	課税標準の特例	14	課税標準の特例	15	事業所用家屋の所有区分
16	借用資産の有無	17	事業所用家屋の所有区分	18	備考（添付書類等）
19	課税標準の特例	20	課税標準の特例	21	課税標準の特例
22	課税標準の特例	23	課税標準の特例	24	課税標準の特例
25	課税標準の特例	26	課税標準の特例	27	課税標準の特例
28	課税標準の特例	29	課税標準の特例	30	課税標準の特例
31	課税標準の特例	32	課税標準の特例	33	課税標準の特例
34	課税標準の特例	35	課税標準の特例	36	課税標準の特例
37	課税標準の特例	38	課税標準の特例	39	課税標準の特例
40	課税標準の特例	41	課税標準の特例	42	課税標準の特例
43	課税標準の特例	44	課税標準の特例	45	課税標準の特例
46	課税標準の特例	47	課税標準の特例	48	課税標準の特例
49	課税標準の特例	50	課税標準の特例	51	課税標準の特例
52	課税標準の特例	53	課税標準の特例	54	課税標準の特例
55	課税標準の特例	56	課税標準の特例	57	課税標準の特例
58	課税標準の特例	59	課税標準の特例	60	課税標準の特例
61	課税標準の特例	62	課税標準の特例	63	課税標準の特例
64	課税標準の特例	65	課税標準の特例	66	課税標準の特例
67	課税標準の特例	68	課税標準の特例	69	課税標準の特例
70	課税標準の特例	71	課税標準の特例	72	課税標準の特例
73	課税標準の特例	74	課税標準の特例	75	課税標準の特例
76	課税標準の特例	77	課税標準の特例	78	課税標準の特例
79	課税標準の特例	80	課税標準の特例	81	課税標準の特例
82	課税標準の特例	83	課税標準の特例	84	課税標準の特例
85	課税標準の特例	86	課税標準の特例	87	課税標準の特例
88	課税標準の特例	89	課税標準の特例	90	課税標準の特例
91	課税標準の特例	92	課税標準の特例	93	課税標準の特例
94	課税標準の特例	95	課税標準の特例	96	課税標準の特例
97	課税標準の特例	98	課税標準の特例	99	課税標準の特例
100	課税標準の特例	101	課税標準の特例	102	課税標準の特例
103	課税標準の特例	104	課税標準の特例	105	課税標準の特例
106	課税標準の特例	107	課税標準の特例	108	課税標準の特例
109	課税標準の特例	110	課税標準の特例	111	課税標準の特例
112	課税標準の特例	113	課税標準の特例	114	課税標準の特例
115	課税標準の特例	116	課税標準の特例	117	課税標準の特例
118	課税標準の特例	119	課税標準の特例	120	課税標準の特例
121	課税標準の特例	122	課税標準の特例	123	課税標準の特例
124	課税標準の特例	125	課税標準の特例	126	課税標準の特例
127	課税標準の特例	128	課税標準の特例	129	課税標準の特例
130	課税標準の特例	131	課税標準の特例	132	課税標準の特例
133	課税標準の特例	134	課税標準の特例	135	課税標準の特例
136	課税標準の特例	137	課税標準の特例	138	課税標準の特例
139	課税標準の特例	140	課税標準の特例	141	課税標準の特例
142	課税標準の特例	143	課税標準の特例	144	課税標準の特例
145	課税標準の特例	146	課税標準の特例	147	課税標準の特例
148	課税標準の特例	149	課税標準の特例	150	課税標準の特例
151	課税標準の特例	152	課税標準の特例	153	課税標準の特例
154	課税標準の特例	155	課税標準の特例	156	課税標準の特例
157	課税標準の特例	158	課税標準の特例	159	課税標準の特例
160	課税標準の特例	161	課税標準の特例	162	課税標準の特例
163	課税標準の特例	164	課税標準の特例	165	課税標準の特例
166	課税標準の特例	167	課税標準の特例	168	課税標準の特例
169	課税標準の特例	170	課税標準の特例	171	課税標準の特例
172	課税標準の特例	173	課税標準の特例	174	課税標準の特例
175	課税標準の特例	176	課税標準の特例	177	課税標準の特例
178	課税標準の特例	179	課税標準の特例	180	課税標準の特例
181	課税標準の特例	182	課税標準の特例	183	課税標準の特例
184	課税標準の特例	185	課税標準の特例	186	課税標準の特例
187	課税標準の特例	188	課税標準の特例	189	課税標準の特例
190	課税標準の特例	191	課税標準の特例	192	課税標準の特例
193	課税標準の特例	194	課税標準の特例	195	課税標準の特例
196	課税標準の特例	197	課税標準の特例	198	課税標準の特例
199	課税標準の特例	200	課税標準の特例	201	課税標準の特例
202	課税標準の特例	203	課税標準の特例	204	課税標準の特例
205	課税標準の特例	206	課税標準の特例	207	課税標準の特例
208	課税標準の特例	209	課税標準の特例	210	課税標準の特例
211	課税標準の特例	212	課税標準の特例	213	課税標準の特例
214	課税標準の特例	215	課税標準の特例	216	課税標準の特例
217	課税標準の特例	218	課税標準の特例	219	課税標準の特例
220	課税標準の特例	221	課税標準の特例	222	課税標準の特例
223	課税標準の特例	224	課税標準の特例	225	課税標準の特例
226	課税標準の特例	227	課税標準の特例	228	課税標準の特例
229	課税標準の特例	230	課税標準の特例	231	課税標準の特例
232	課税標準の特例	233	課税標準の特例	234	課税標準の特例
235	課税標準の特例	236	課税標準の特例	237	課税標準の特例
238	課税標準の特例	239	課税標準の特例	240	課税標準の特例
241	課税標準の特例	242	課税標準の特例	243	課税標準の特例
244	課税標準の特例	245	課税標準の特例	246	課税標準の特例
247	課税標準の特例	248	課税標準の特例	249	課税標準の特例
250	課税標準の特例	251	課税標準の特例	252	課税標準の特例
253	課税標準の特例	254	課税標準の特例	255	課税標準の特例
256	課税標準の特例	257	課税標準の特例	258	課税標準の特例
259	課税標準の特例	260	課税標準の特例	261	課税標準の特例
262	課税標準の特例	263	課税標準の特例	264	課税標準の特例
265	課税標準の特例	266	課税標準の特例	267	課税標準の特例
268	課税標準の特例	269	課税標準の特例	270	課税標準の特例
271	課税標準の特例	272	課税標準の特例	273	課税標準の特例
274	課税標準の特例	275	課税標準の特例	276	課税標準の特例
277	課税標準の特例	278	課税標準の特例	279	課税標準の特例
280	課税標準の特例	281	課税標準の特例	282	課税標準の特例
283	課税標準の特例	284	課税標準の特例	285	課税標準の特例
286	課税標準の特例	287	課税標準の特例	288	課税標準の特例
289	課税標準の特例	290	課税標準の特例	291	課税標準の特例
292	課税標準の特例	293	課税標準の特例	294	課税標準の特例
295	課税標準の特例	296	課税標準の特例	297	課税標準の特例
298	課税標準の特例	299	課税標準の特例	300	課税標準の特例
301	課税標準の特例	302	課税標準の特例	303	課税標準の特例
304	課税標準の特例	305	課税標準の特例	306	課税標準の特例
307	課税標準の特例	308	課税標準の特例	309	課税標準の特例
310	課税標準の特例	311	課税標準の特例	312	課税標準の特例
313	課税標準の特例	314	課税標準の特例	315	課税標準の特例
316	課税標準の特例	317	課税標準の特例	318	課税標準の特例
319	課税標準の特例	320	課税標準の特例	321	課税標準の特例
322	課税標準の特例	323	課税標準の特例	324	課税標準の特例
325	課税標準の特例	326	課税標準の特例	327	課税標準の特例
328	課税標準の特例	329	課税標準の特例	330	課税標準の特例
331	課税標準の特例	332	課税標準の特例	333	課税標準の特例
334	課税標準の特例	335	課税標準の特例	336	課税標準の特例
337	課税標準の特例	338	課税標準の特例	339	課税標準の特例
340	課税標準の特例	341	課税標準の特例	342	課税標準の特例
343	課税標準の特例	344	課税標準の特例	345	課税標準の特例
346	課税標準の特例	347	課税標準の特例	348	課税標準の特例
349	課税標準の特例	350	課税標準の特例	351	課税標準の特例
352	課税標準の特例	353	課税標準の特例	354	課税標準の特例
355	課税標準の特例	356	課税標準の特例	357	課税標準の特例
358	課税標準の特例	359	課税標準の特例	360	課税標準の特例
361	課税標準の特例	362	課税標準の特例	363	課税標準の特例
364	課税標準の特例	365	課税標準の特例	366	課税標準の特例
367	課税標準の特例	368	課税標準の特例	369	課税標準の特例
370	課税標準の特例	371	課税標準の特例	372	課税標準の特例
373	課税標準の特例	374	課税標準の特例	375	課税標準の特例
376	課税標準の特例	377	課税標準の特例	378	課税標準の特例
379	課税標準の特例	380	課税標準の特例	381	課税標準の特例
382	課税標準の特例	383	課税標準の特例	384	課税標準の特例
385	課税標準の特例	386	課税標準の特例	387	課税標準の特例
388	課税標準の特例	389	課税標準の特例	390	課税標準の特例
391	課税標準の特例	392	課税標準の特例	393	課税標準の特例
394	課税標準の特例	395	課税標準の特例	396	課税標準の特例
397	課税標準の特例	398	課税標準の特例	399	課税標準の特例
400	課税標準の特例	401	課税標準の特例	402	課税標準の特例
403	課税標準の特例	404	課税標準の特例	405	課税標準の特例
406	課税標準の特例	407	課税標準の特例	408	課税標準の特例
409	課税標準の特例	410	課税標準の特例	411	課税標準の特例
412	課税標準の特例	413	課税標準の特例	414	課税標準の特例
415	課税標準の特例	416	課税標準の特例	417	課税標準の特例
418	課税標準の特例	419	課税標準の特例	420	課税標準の特例
421	課税標準の特例	422	課税標準の特例	423	課税標準の特例
424	課税標準の特例	425	課税標準の特例	426	課税標準の特例
427	課税標準の特例	428	課税標準の特例	429	課税標準の特例
430	課税標準の特例	431	課税標準の特例	432	課税標準の特例
433	課税標準の特例	434	課税標準の特例	435	課税標準の特例
436	課税標準の特例	437	課税標準の特例	438	課税標準の特例
439	課税標準の特例	440	課税標準の特例	441	課税標準の特例
442	課税標準の特例	443	課税標準の特例	444	課税標準の特例
445	課税標準の特例	446	課税標準の特例	447	課税標準の特例
448	課税標準の特例	449	課税標準の特例	450	課税標準の特例
451	課税標準の特例	452	課税標準の特例	453	課税標準の特例
454	課税標準の特例	455	課税標準の特例	456	課税標準の特例
457	課税標準の特例	458	課税標準の特例	459	課税標準の特例
460	課税標準の特例	461	課税標準の特例	462	課税標準の特例
463	課税標準の特例	464	課税標準の特例	465	課税標準の特例
466	課税標準の特例	467	課税標準の特例	468	課税標準の特例
469	課税標準の特例	470	課税標準の特例	471	課税標準の特例
472	課税標準の特例	473	課税標準の特例	474	課税標準の特例
475	課税標準の特例	476	課税標準の特例	477	課税標準の特例
478	課税標準の特例	479	課税標準の特例	480	課税標準の特例
481	課税標準の特例	482	課税標準の特例	483	課税標準の特例
484	課税標準の特例	485	課税標準の特例	486	課税標準の特例
487	課税標準の特例	488	課税標準の特例	489	課税標準の特例
490	課税標準の特例	491	課税標準の特例	492	課税標準の特例
493	課税標準の特例	494	課税標準の特例	495	課税標準の特例
496	課税標準の特例	497	課税標準の特例	498	課税標準の特例
499	課税標準の特例	500	課税標準の特例	501	課税標準の特例
502	課税標準の特例	503	課税標準の特例	504	課税標準の特例
505	課税標準の特例	506	課税標準の特例	507	課税標準の特例
508	課税標準の特例	509	課税標準の特例	510	課税標準の特例
511	課税標準の特例	512	課税標準の特例		

償却資産申告書記入例（増加資産・全資産用）

この用紙には、前年度以前に所有している資産が記載されています。
また、前年中に取得した資産を記入してください。

【資産の種類】
該当する資産の種類番号を記入してください。
1.構造物
2.機械及び装置
3.船舶
4.航空機
5.車両及び運搬具
6.工具、器具及び備品

【数量】
取得した資産の個数を記入してください。
また複数個同時に取得した
場合、取得価額については
1個あたりの価額ではなく、
取得にかかった合計の額を
記入してください。

【取得年月】
当該資産を取得した年月を記入
してください。
年号は平成：4、令和：5です。

【取得価額】
当該資産の取得価額を
記入してください。
ここでの取得価額とは
当該資産を取得するた
めに支出した金額のこ
とです。

【耐用年数】
当該資産の耐用年数を記入してください。
ここでの耐用年数とは昭和40年大蔵省令第15号
「減価償却資産の耐用年数等による省令」別表
第1、第2、第5、第6に掲げられている耐用
年数です。

第二十六号様式別表一

種類別明細書（増加資産・全資産用）

年度				所有者コード				所有者氏名				1	枚のうち
								やはたいぬ商店 株式会社				1	枚のうち
行番	種類番号	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	価額	課税標準額	摘要	減価償却率	1	枚のうち
1	1		広告塔	1	363 5	861,200	20						
2	2		駐車場舗装	1	4 8	1,200,000	10						
3	6		応接セット	1	418 6	352,450	5						
4	6		パソコン	4	424 7	368,000	4						
5						368,000							
6						92,000							
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13	6		エアコン	1	430 0	1,514,000	6	6,840	1,271,760			0	1
14	6		液晶テレビ式	1	430 2	345,000	5					1	
15													
16													
17													
18													
19													
20													
小計													

※数字はすべて右詰めで記入してください。

一部減少の場合は、取得価額を見え消し線を引
き、減少分を除いた残りの取得価額を記入して
ください。
【例】
取得価額460,000円（数量5）のうち、
92,000円（数量1）分減少、残り368,000円

【資産コード】
記入の必要はあ
りません。

こちらには記入の必要はありません。
ただし、電算処理により全資産申告を
行う場合は記載してください。
※課税標準の特例の適用がある場合
はいずれの申告方法でも必ず記入
してください。

資産が減少した場合は、見え消
し線を引き、摘要欄に理由を記
入してください。
減少理由の例
減失・売却・移動 等

資産を取得した場合は、右
記のように記入して
ください。
【増加事由】
資産を取得した場合、
増加事由を次から選び
記入してください。
1. 新規取得
2. 中古品取得
3. 移動による受入れ
4. その他

※課税標準の特例が適用され
る資産については、摘要欄に
その旨を記入してください。
また、当該資産が特例を受
けたことが確認できる書類
の写しを添付してください。

償却資産申告書記入例（減少資産用）

こちらには前年中に減少した資産について記入してください。

【資産の種類】

「増加資産・全資産」と同じく、該当する資産の種類番号を記入してください。

1. 構築物 2. 機械及び装置
3. 船舶 4. 航空機
5. 車両及び運搬具
6. 工具、器具及び備品

【減少の事由及び区分】

減少の事由を次のうちから選び、番号を○で囲んでください。

1. 売却 2. 滅失 3. 移動 4. その他

また区分について、全部滅失（1）か一部滅失（2）の該当する番号を○で囲んでください。

【適用】

当該資産が減少したことについて必要な事項を適宜記入してください。
また減少区分が一部滅失（2）の場合は記入例のように取得価額と数量について摘要欄に記入してください。

第二十六号様式 表二

年度		所有者コード		所有者氏名		摘要	
1 2 3 4 5 6 7 0		1 2 3 4 5 6 7 0		株式会社		1 枚のうち	
1 償却資産の種類	2 減価償却の方法	3 取得年月日	4 数量	5 取得価額	6 減価償却の方法	7 減価償却の方法	8 減価償却の方法
1 6	3	応接セット	1 4 18 6	352,150	1 2 3 4	1 2	
2 6	4	パソコン	1 4 24 7	92,000	1 2 3 4	1 2	取得価額460,000円（数量5）のうち92,000円（数量1）が減少
3					1 2 3 4	1 2	
4					1 2 3 4	1 2	
5					1 2 3 4	1 2	
6					1 2 3 4	1 2	
7					1 2 3 4	1 2	
8					1 2 3 4	1 2	
9					1 2 3 4	1 2	
10					1 2 3 4	1 2	
11					1 2 3 4	1 2	
12					1 2 3 4	1 2	
13					1 2 3 4	1 2	
14					1 2 3 4	1 2	
15					1 2 3 4	1 2	
16					1 2 3 4	1 2	
17					1 2 3 4	1 2	
18					1 2 3 4	1 2	
19					1 2 3 4	1 2	
20					1 2 3 4	1 2	
小計				444,150			

一部減少の場合、減少した分の取得価額を記入してください。

こちらには、種類別明細書（増加資産・全資産）に記載されている当該資産の行番号を右詰めで記入してください。

【小計】
減少した資産の取得価額の合計を記入してください。
ページが複数ある場合は、ページごとに合計額を記入してください。

※数字はすべて右詰めで記入してください。